

令和 8 年 1 月 28 日

貴金属類買取事業者 御中

茨城県警察本部生活安全部
生 活 安 全 総 務 課 長
(公 印 省 略)

貴金属類買取時等の不審点の確認について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、茨城県内では、空き巣や忍込みなどの住宅侵入窃盗事件や空き家対象の侵入窃盗事件が増加傾向にあり、令和 7 年中（暫定値）は、住宅侵入窃盗を 1264 件（前年比＋271 件）、空き家対象侵入窃盗は 893 件（前年比＋248 件）認知しております。

近年、住宅侵入窃盗事件等では、居宅内から宝石や指輪及び腕時計など貴金属類の盗難被害が増加しており、犯人は、被害品を貴金属類買取店等に持ち込み、現金化を図る可能性があります。

つきましては、盗品の流通防止や住宅侵入窃盗事件等を防止するため、貴金属類の買取時等は、古物営業法、又は質屋営業法に基づいて取引相手の身分確認等を徹底し、

- ・取引相手の住所が遠隔地であったり、頻繁に来店する
- ・大量に高価な物品を持ち込む
- ・物品の入手経路の説明が曖昧で商談を急ぐ

など、少しでも不審点があれば、法令に基づき警察への通報を確実に行っていただくようお願い申し上げます。

— 問い合わせ先 —

茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
犯罪抑止対策第一係
連絡先 029-301-0110 内線 3021, 3024

貴金属の盗難被害増加！

茨城県内では、空き巣や忍込みなどの住宅を狙った窃盗事件や空き家対象の侵入窃盗事件が発生しています。

近年、**宝石、指輪、腕時計など貴金属類の盗難被害が増加**しています

犯人は盗んだ貴金属を貴金属買取店などに持ち込み、現金化を図る可能性があります。



貴金属買取等事業者の方へ

- ・住所が遠隔地であったり、頻繁に来店
 - ・大量に高価な物品を持ち込む
 - ・入手経路などの説明が曖昧で商談を急ぐ
- など少しでも不審点があれば買い取らずに警察に通報して下さい



- ① 買い取る時は、持ち込んだ者の身分確認
(住所、氏名、職業、年齢)
- ② 帳簿に取引内容(年月日、品目、特徴、数量、取引相手)
を記録
- ③ 不正品の疑いがある場合は警察への通報
など**古物営業法等の法令遵守**をお願いします